中小企業デジタル化推進事業 Q&A

令和5年5月10日現在

1. 支援対象者(実施要綱第2条・第3条関係)

| | 別表 1 によると、業種によって補助対象者となる基準が異なりますが、自社がどの業種分類に |
|------|--|
| Q1-1 | |
| | 該当するかわからない場合はどうしたらよいですか。 |
| | 以下の手順により判断してください。 |
| A1-1 | ①下記のURLの総務省が所管する日本標準産業分類をご覧いただき、分類項目名、説明及び |
| | 内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。 |
| | http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html |
| | ②次に、下記URLの対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。 |
| | http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf |
| | ※別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断ください。 |
| Q1-2 | 令和2年度京都市予算「中小企業等IT利活用支援事業」、又は令和3・4年度京都市予算 |
| | 「中小企業デジタル化推進事業」を活用した事業者でも申請できますか。 |
| A1-2 | 令和2年度京都市予算「中小企業等IT利活用支援事業」、又は令和3・4年度京都市予算 |
| | 「中小企業デジタル化推進事業」の支援の実施決定を受けた事業者は、本事業の対象となりま |
| | せん。 |

2. 補助対象事業 (実施要綱第10条・第12条関係)

| Q2-1 | 京都市内に主たる事務所または事業拠点を有しているが、事業実施場所は京都市外の場合で |
|------|---|
| | も、補助対象事業となりますか。 |
| A2-1 | 補助対象事業となりません。 |
| | 京都市内で実施することが補助対象事業の要件となります。 |
| Q2-2 | 支援決定後に、提出した支援申請書(第1号様式(第5条関係))のデジタル化計画を変更 |
| | し、補助金申請することはできますか。 |
| | 支援申請書の内容を審査しているため原則、変更した内容で補助金申請をすることはできま |
| A2-2 | せん。 |
| | 当該事例が発生する場合は事務局(TEL:075-708-3701)までご相談ください。 |
| Q2-3 | 販売目的の製品を製作(サービスを提供)するための費用は補助対象となりますか。 |
| A2-3 | 販売目的の製品を製作するための費用やサービスを提供するための費用は補助対象となりま |
| | せん。 |
| Q2-4 | ECサイトやホームページを構築する場合において、補助対象期間内に公開されていなくて |
| | も、補助対象期間中に支払を完了していれば補助対象となりますか。 |
| A2-4 | 補助対象となりません。補助対象期間中に完成・公開されることが必要です。 |
| Q2-5 | テレワークの導入及び利用促進を行う事業は補助対象事業となりますか。 |
| A2-5 | 補助対象事業となりません。 |

| Q3-1 | 補助対象経費について支出基準など金額の制限はありますか。 |
|------|--|
| A3-1 | ①委託費のうち機器等の導入に伴う指導・設定費に係る対象経費は1申請あたりの合計金額 |
| | を税抜価格上限 10 万円までとします。 |
| | ②ハードウェア購入費の補助対象経費は1個あたり税抜価格1万円以上に限ります。 |
| | ③ハードウェア購入費のうちPC、タブレット、周辺機器等の補助対象経費は1台あたり税 |
| | 抜価格上限 15 万円までとします。 |
| | ハードウェア購入費のうちPC、タブレット、周辺機器等については、1 台あたりの税抜価 |
| Q3-2 | 格が上限 15 万円までとなっていますが、例えば、デスクトップPCを購入する場合、PC |
| · | 本体・モニター・キーボード・スピーカーはそれぞれ上限額を 15 万円として計算するので |
| | すか。 |
| | ノートPCに搭載されているものを標準とし、デスクトップPCを購入する場合について |
| A3-2 | も、上記Qのような機器を一式とみなして上限額内(15 万円以下)で補助対象額を算出し |
| 00.0 | ます。 |
| Q3-3 | 本事業での周辺機器とはどのようなものを指しますか。 |
| A3-3 | カメラー式(レンズも含む)、ハードディスク、NAS(ネットワークHDD)、LAN、W |
| | iーFi、スキャナー、ルーター等を指します。 |
| Q3-4 | システム導入と関係なく単に PC 等の増設・バージョンアップをすることや、採用予定の従業員が将来使用するための PC 等の増設・バージョンアップは補助対象となりますか。 |
| A3-4 | 業員が行来使用するための FC 等の塩設・ハーション デックは補助対象となりますが。 補助対象となりません。 |
| Q3-5 | 機器の修理やシステムの保守管理費は補助対象経費となりますか。 |
| QO O | 修理・部品の取替え、機器・ソフト等の保守管理費はランニングコストとみなすため、補助 |
| A3-5 | 対象経費となりません(ハードウェアのリース契約に伴う保守管理費も対象外となります)。 |
| Q3-6 | ホームページ等作成に伴うドメイン維持費・サーバー維持費は補助対象経費となりますか。 |
| 40 0 | ドメイン維持費・サーバー維持費はランニングコストとみなすため、補助対象経費となりま |
| A3-6 | せん。 |
| Q3-7 | 研修費は補助対象経費となりますか。 |
| 40.7 | 研修費は補助対象経費となりません。ただし、機器等の導入に伴う操作指導等費用は補助対 |
| A3-7 | 象経費(委託費)となります。 |
| 02.0 | 広告宣伝費は補助対象経費となりますか。 |
| Q3-8 | また、広告宣伝費はどのようなものを指しますか。 |
| | 補助対象経費となりません |
| A3-8 | リスティング広告(検索連動型広告)、純広告、ネイティブ広告(インフィード広告)、アフ |
| | ィリエイト広告、アドネットワーク(DSP)、SNS 広告、動画広告等を指します。 |
| 02.0 | 汎用性のあるものは補助対象経費となりますか。 |
| Q3-9 | また、本事業において汎用性のあるものとはどのようなものを指しますか。 |
| A3-9 | 補助対象経費となりません。 |
| | 事務用プリンター・複合機・ヘッドセット・イヤホン・電話またはFAX機能がついている |
| | 機器・カメラの交換レンズ・ウェアラブル端末・テレビ(テレビチューナー機能があるもの) |
| | 等を指します。 |
| | 1 C1H O 0 7 0 |

| | 消耗品費は補助対象経費となりますか。 |
|-------|--|
| Q3-10 | また、本事業において消耗品費とはどのようなものを指しますか。 |
| | |
| A3-10 | 補助対象経費となりません。 |
| | USBメモリー、SDカード、電池、バッテリー、インクカートリッジ、保護フィルム、タ |
| | ブレットケース、レンズカバー等を指します。 |
| Q3-11 | 本事業での中古品とはどのようなものを指しますか。 |
| | 本事業では以下のとおり定義します。 |
| | 「中古品とは、一度でも使用された又は、小売りされた品物を指します。」 |
| A3-11 | 例:第三者に販売する目的で小売店を経由して法人及び個人が購入したものを中古品とみな |
| | します。 |
| | ※個人事業主から購入するものは小売店を1度経由しているため、中古品とみなします。 |
| Q3-12 | オークション(インターネットオークションを含む)にて購入したものは補助対象となりま |
| QO 12 | すか。 |
| A3-12 | 補助対象となりません。 |
| Q3-13 | 電話代、インターネット利用料金等の通信費は補助対象経費となりますか。 |
| A3-13 | 補助対象経費となりません。 |
| Q3-14 | 機器のリース契約、アプリケーションの利用、サブスクリプションの契約期間等が補助事業 |
| | 期間を超える場合でも、当該契約に要した経費は全て補助対象経費となりますか。 |
| 40 14 | 補助対象となる費用は、見積書、契約書等で確認できるもので、年払いしたものについては |
| A3-14 | 契約日から最大令和6年2月末日までを対象とし、月払い請求で前払いを行ったものについ ても、最大令和6年2月末日までの分を補助対象とします。 |
| Q3-15 | 機器導入に係る予備品は補助対象経費となりますか。 |
| A3-15 | 補助対象経費となりません。事業実施に直接必要な経費が対象となります。 |
| Q3-16 | 海外から購入した製品(米ドル建ての支払い等)は補助対象経費となりますか。 |
| | 補助対象経費となります。 |
| | ただし、見積書、請求書等が「外貨建て」の場合、申請時又は実績報告時に記載する書類は |
| | すべて「円貨建て」でご記載ください。 |
| | 換算基準は、申請時は見積日のレート、実績報告時は支払日として、使用する換算レートは |
| A3-16 | 公表仲値(電信仲値相場=TTM)を用いることとします。 |
| | TTM については、旧外国為替専門銀行(東京銀行)である三菱 UFJ 銀行公表の仲値の使用 |
| | を原則とします。 |
| | なお、換算に使用した公表仲値は①年月日②公表金融機関名を必ず明示したものを申請書及び中様おの表に近になるといる。 |
| | び実績報告書に添付ください。 海外から購入した製品 (米ドル建ての支払い等) において、交付申請時の為替レートで換算 |
| Q3-17 | は |
| QO 17 | 超えた場合は、交付申請額を超えて実績報告することは認められますか。 |
| | 交付申請時の見積書で換算した金額に比べ、実際の支払時に円安となっている場合において |
| A3-17 | も、交付される金額は補助金交付決定額が上限となります。 |
| Q3-18 | 補助対象経費について、親会社・子会社等への発注・外注を行った物品やサービス等は対象 |
| | となりますか。 |
| A3-18 | 補助対象となりません。 |
| Q3-19 | 自作PCは補助対象となりますか。 |

| A3-19 | 自作PCは、スペック等の評価が難しく、事業の内容や効果について技術的審査が困難なため、補助対象となりません。 |
|-------|--|
| Q3-20 | 機器等の購入に伴う送料や手数料(振込手数料や事務手数料、輸送準備手数料等)は補助対 象経費となりますか。 |
| A3-20 | 補助対象経費となりません。 |
| Q3-21 | 補助金交付申請時に補助対象経費として計上したものが欠品や販売終了等により、購入ができなくなった場合は、どうすれば良いですか。 |
| A3-21 | 同一同等スペックであれば、当該製品の見積書を取得後、購入することができます。ただし、代替品の金額が補助金交付申請時に補助対象経費として計上した金額を上回った場合は、交付決定額が上限となります。下回った場合は、その金額が補助対象経費額となります。 ※当該事案がございましたら、事前に必ず事務局(075-708-3701)にお問合せください。 |
| Q3-22 | 委託費・ソフトウェア導入費・使用料におけるライセンス取得についての注意事項はありま すか。 |
| A3-22 | 補助金交付決定日以前 (事前着手届出書を提出している場合は着手日以前) にライセンス取得した場合は、補助対象となりません。 |
| Q3-23 | 既に導入しているソフトウェアの更新は補助対象経費となりますか。 |
| A3-23 | 単なるソフトウェアの更新はデジタル化に係る事業ではなく設備投資とみなすため、補助対 象経費となりません。 |

4. その他

| Q4-1 | 支援申請時に添付する「(法人の場合) 法人登記事項証明書」とはどのような書類ですか |
|-------|--|
| A4-1 | 法務局で発行される履歴事項全部証明書となります。 |
| | 発行後3ヵ月以内のものの写しを添付してください。 |
| Q4-2 | 支援申請書に添付する納税証明書の写しについて、申請日時点で納税額が確定している直近 |
| | 年度の納期が到達していないため、まだ支払っていない場合はどうすればよいですか。 |
| | 前年度分の納税証明書の写しを提出してください。 |
| A4-2 | 納税直後のため納税証明書の発行が受けられない場合は、前年度分の納税証明書の写しを提 |
| | 出してください。 |
| Q4-3 | 専門家派遣を1回も受けずに補助金申請を行うことはできますか。 |
| A4-3 | できません。最低1回は必ず専門家派遣を受けていただくことが必要となります。 |
| 04.4 | 補助金交付申請時に添付する「取組内容の全容がわかる構成図及びデジタル化計画書」とは |
| Q4-4 | どのようなものですか。 |
| A 4 4 | 専門家派遣の中で検討した内容をまとめた図及び計画書となります。 |
| A4-4 | 専門家派遣終了後に担当した専門家が作成し、補助対象者に交付されます。 |
| 04.5 | 補助金交付申請時に見積書の提出が必要とされていますが、交付決定前に見積書を取得して |
| Q4-5 | も良いですか(事業の着手とみなされませんか)。 |
| A4-5 | 交付決定前に見積書を取得することは事業の着手とみなされないため問題ありません。 |
| Q4-6 | 補助金交付申請書に添付する見積書とはどのようなものですか |
| | 発行日・発行先・発行者名・有効期限・品名(品目)・数量・単価・消費税額・合計金額が |
| A4-6 | 記載されたものとなります。 |
| | 見積書を添付できない等の事例が生じる場合は、事務局(TEL:075-708-3701)までご相談 |
| | ください。 |

| Q4-7 | 経費の支払方法について注意する事項はありますか。 |
|------|---|
| A4-7 | 補助対象経費の支払方法は銀行振込又は現金払いとします。 以下に掲げる支払方法等は認められません。 ①1取引50万円超(税抜き)の現金支払をしたもの ②クレジットカードで支払いをしたもの ③自社・他社振出に関わらず、小切手・手形による支払及び相殺(売掛金と買掛金の相殺等) をしたもの ④電子マネーによる支払をしたもの ⑤仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券の利用による支払をしたもの |
| Q4-8 | 補助金交付申請書の別紙2収支予算書に税抜きで記載する際、見積書が税込み表示となっている場合の計算方法について。 |
| A4-8 | 税抜き金額を計算した場合において、端数が出た場合は小数点第一位の金額を切り上げた金 額を記載してください。 |
| Q4-9 | 補助金交付決定通知を受け、補助事業を実施するにあたっての留意事項はありますか。 |
| A4-9 | 補助金交付決定通知書に同封する『「中小企業デジタル化推進事業」の補助金交付決定を受 けられた事業者さまへ』を必ずご一読ください。 |